

(別紙)

排水施設の審査について

1. 審査対象となる排水施設の範囲

開発区域内の排水施設は法第 33 条第 1 項第 3 号（排水施設）に係る技術基準の審査対象とするが、次に掲げる排水施設については、審査対象外とする。

- ① 建築工事で設置される排水施設
- ② 放流先の排水施設（開発区域面積が 1ha 未満のものに限る）

<解説>

(1) 開発区域内の排水施設

開発区域内に設置される排水施設のうち、開発工事時に設置される排水施設は審査対象とし、建築工事時に設置する排水施設については、審査対象外とする。ただし、当初申請において建築工事時に設置する排水施設として審査対象外としていたものを、その後、開発工事で設置する排水施設に変更する場合、当該排水施設は法第 33 条第 1 項第 3 号（排水施設）の審査対象となり、変更許可申請が必要となる。

(2) 開発区域内外をまたぐ排水施設（公共排水施設への接続管等）

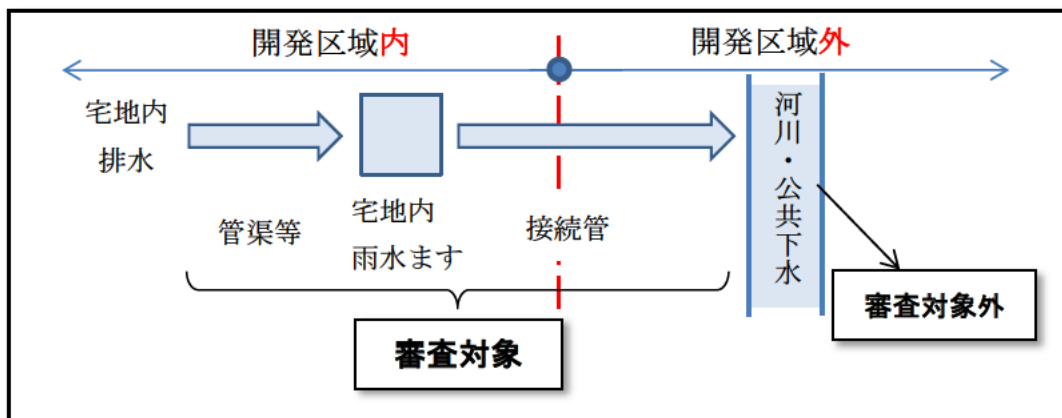
開発区域内から放流先である公共の排水施設（河川や水路など）への接続管についても、第 33 条第 1 項第 3 号（排水施設）の審査対象とする。

(3) 放流先の排水施設

開発区域外にある放流先の排水施設について、法第 32 条により接続に関する管理者との協議及び同意は必要であるが、法第 33 条に係る技術基準の審査は不要である。

これは、放流先の許容放流量等の検討が不要とするものではなく、当然排水施設管理者との協議の中で検討されるべきものであるためである。

【審査対象の範囲（概要）】



2. 流量計算書の添付が必要となる排水施設の範囲

開発行為（変更）許可申請書には、開発区域内の排水施設の流量計算書（各排水施設の排水流域を示した流域図を含む。）の添付を求め、審査するものとする。ただし、次に掲げる＜流量計算書添付不要基準＞に該当する場合は、排水施設の流量計算書の添付を不要とできるものとして取り扱う。

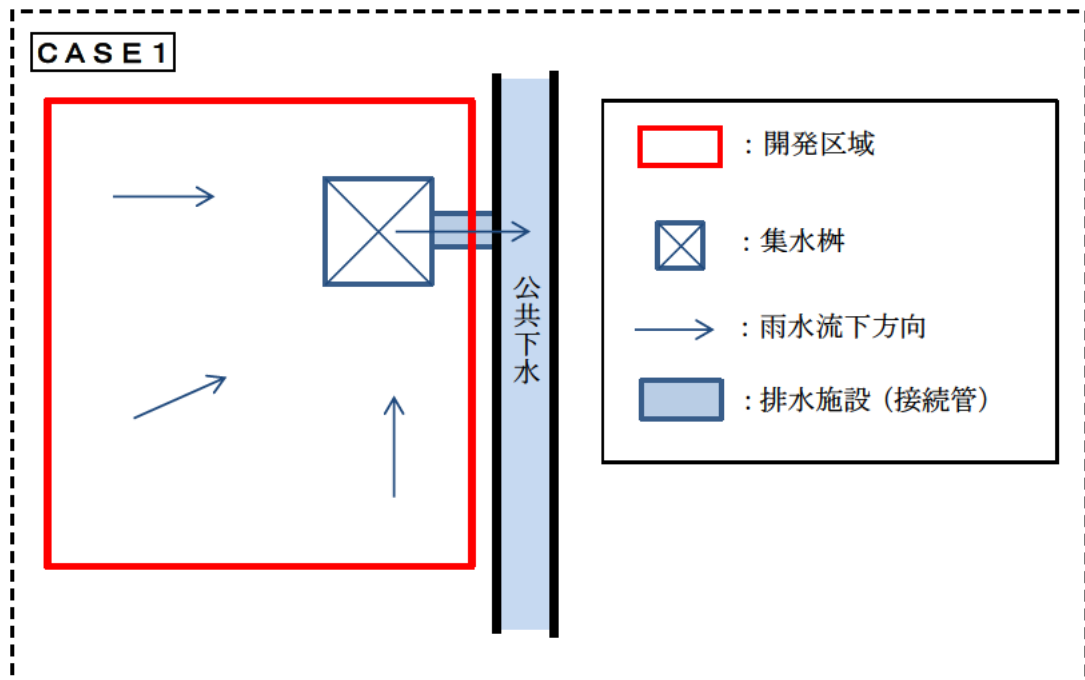
＜流量計算書添付不要基準＞

「宅地等開発事業に関する技術マニュアル2章2-5宅地内排水設備.2-5-1排水管[解説] (2) について」の基準②のとおりとする。

＜解説＞

上記内容に適合し計算書添付不要とできる主な事例を以下に示す。

(1) 宅内排水施設が集水桝及び公共下水施設への接続管のみの場合

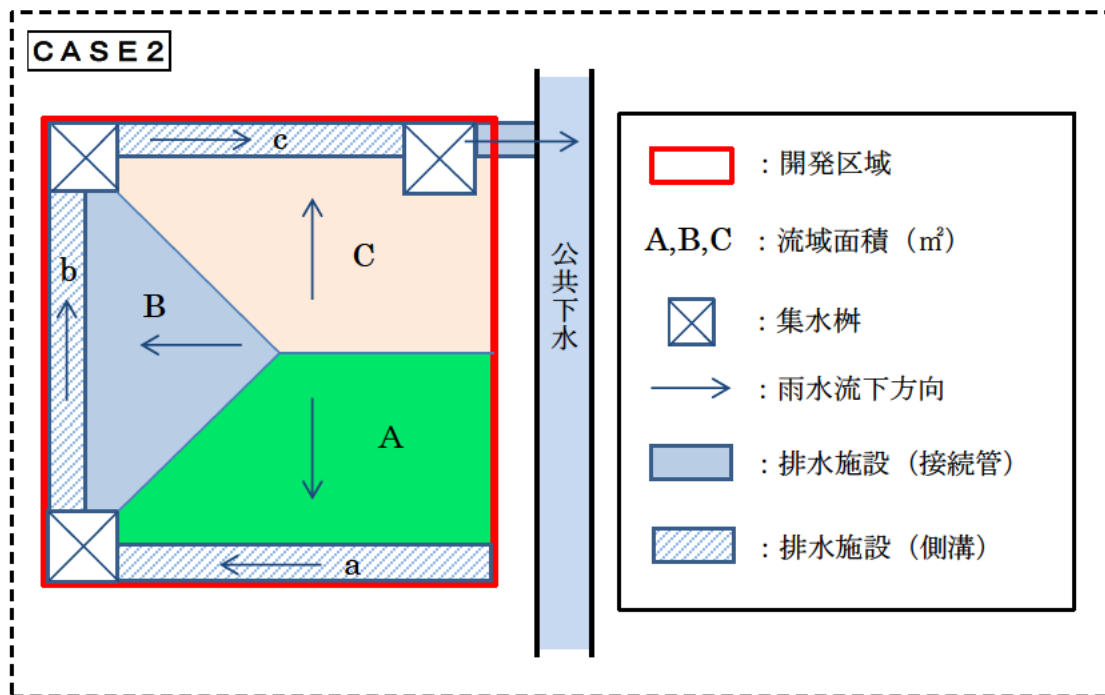


上記の事例のように宅地内の雨水を最終の集水桝のみで集水し、そこから区域外の公共下水施設に放流する場合の排水面積は以下のとおりである。

$$\text{接続管の排水面積} = \text{開発区域面積}$$

したがって、最終桝から区域外の公共下水施設への接続管等の種類、管径及び勾配を排水面積（開発区域面積）に応じて、＜流量計算書添付不要基準＞のとおりとすれば、当該排水施設の流量計算書の添付は不要とできる。

(2) 宅内排水施設に側溝がある場合

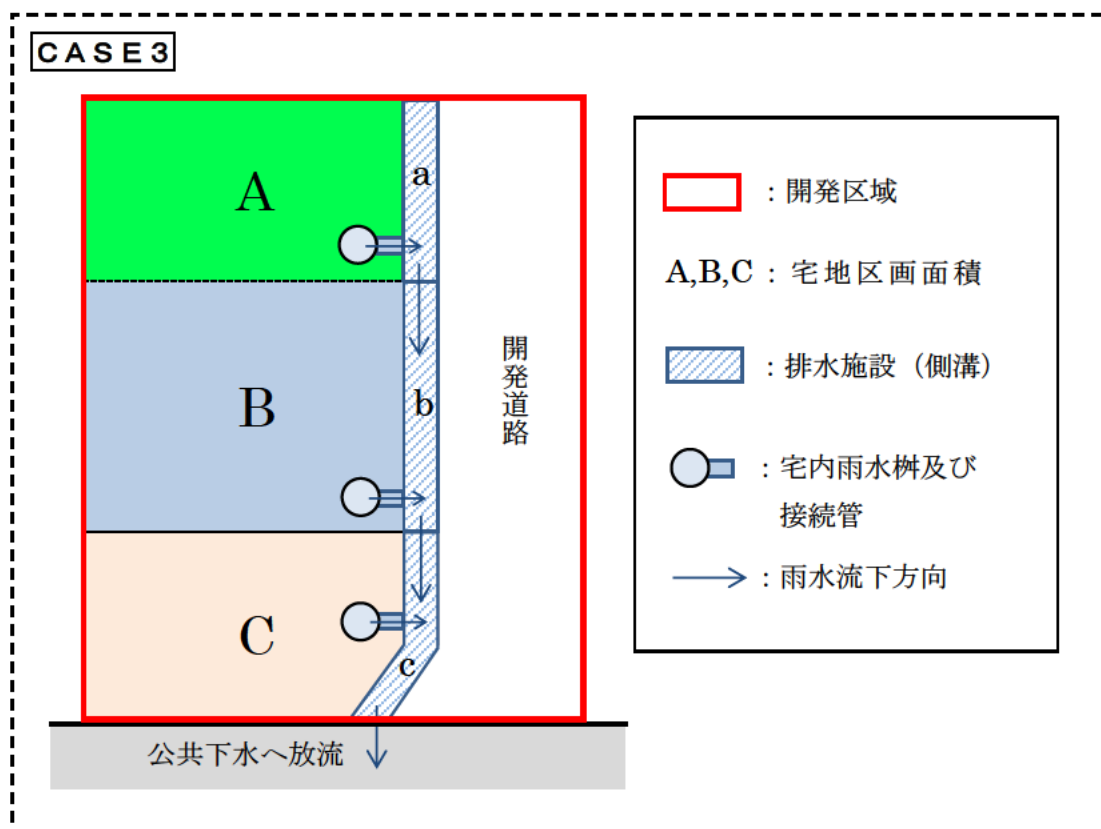


上記の事例のように宅地内の雨水を区域の周囲に設置した側溝で集水し、最終集水樹から区域外の公共下水道施設に放流する場合の各排水施設 (a,b,c) が受け持つ排水面積は以下のとおりである。

- ・排水施設 a の排水面積 = A (m²)
- ・排水施設 b の排水面積 = $A+B$ (m²)
- ・排水施設 c (最終放流管) の排水面積 = $A+B+C$ (m²)

したがって、それぞれの排水施設の種類、管径（側溝の場合は断面寸法）及び勾配を排水面積に応じて「流量計算書添付不要基準」のとおりとすれば、当該排水施設の流量計算書の添付は不要とできる。

(3) 分譲宅地開発の場合



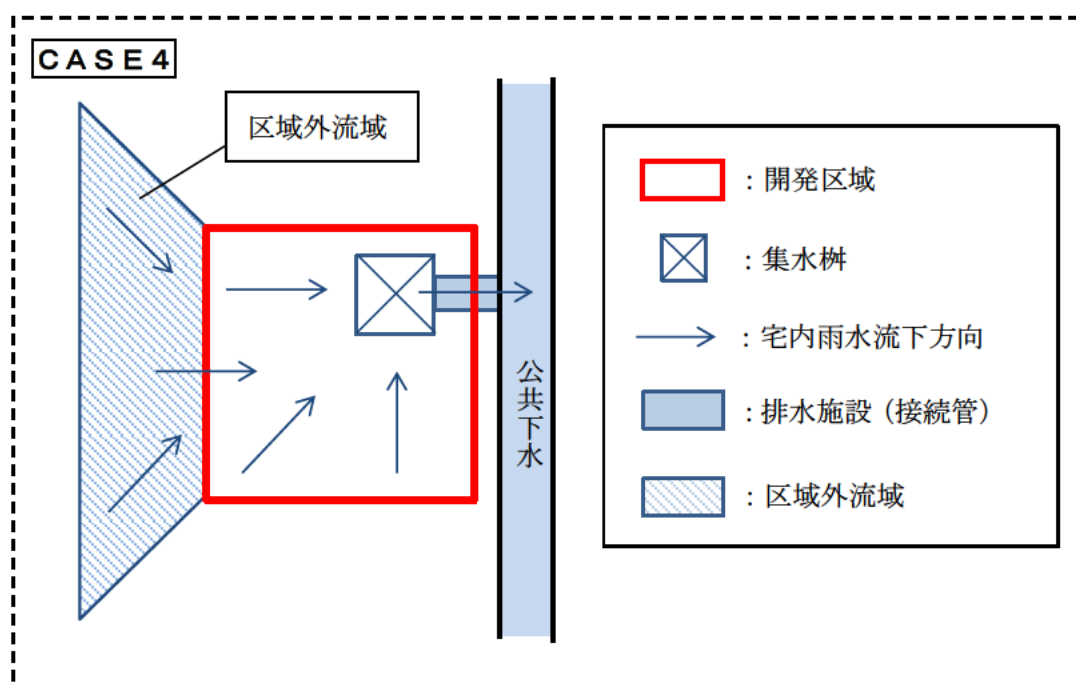
上記の事例のように各区画単位の雨水を宅内雨水枳にて集水し、前面の開発道路沿いの側溝へ接続して放流する場合、道路側溝 (a,b,c) が受け持つ排水面積は以下のとおりである。(この図では、開発道路の表面水は別途処理されているものとし、道路部分の面積は考慮しない。)

- ・排水施設 a の排水面積 = A (㎡)
- ・排水施設 b の排水面積 = $A+B$ (㎡)
- ・排水施設 c (最終放流部) の排水面積 = $A+B+C$ (㎡)

したがって、それぞれの排水施設の種類、管径 (側溝の場合は断面寸法) 及び勾配を排水面積に応じて「流量計算書添付不要基準」のとおりとすれば、当該排水施設の流量計算書の添付は不要とできる。

また、通常であれば各区画の宅内雨水枳からの接続管についても流量計算を行い検討する必要があるが、当該接続管を排水面積 (= 各区画面積) に応じて「流量計算書添付不要基準」のとおりとすれば、当該接続管の流量計算書の添付は不要とできる。

(4) 区域外からの雨水流入がある場合



上記の事例のように、区域外のエリアからも雨水が流入する場合の排水面積は、以下のとおりである。

$$\text{接続管の排水面積} = \text{【開発区域面積】} + \text{【区域外流域面積】}$$

したがって、最終枡から区域外の公共下水施設への接続管の種類、管径及び勾配を排水面積に応じて、<流量計算書添付不要基準>のとおりとすれば、当該排水施設の流量計算書の添付は不要とできる。